

# 裁 決 書

審査申立人 (略)

審査申立人から令和7年12月24日付けで提起された令和7年9月21日執行の阪南市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、大阪府選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件申立てを棄却する。

## 本件申立ての要旨

審査申立人は、本件選挙の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第202条第1項の規定により、阪南市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）をしたところ、市委員会は、令和7年12月16日、本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

これに対し審査申立人は公選法第202条第2項の規定により、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて本件申立てをしたものである。

その理由の内容を要約すると、次のとおりである。

- (1) 令和7年5月25日執行の阪南市議会議員補欠選挙（以下、「市議補選」という。）での審査申立人の得票数は488票であったにもかかわらず、本件選挙での得票数は99票であり、他の候補者と比して異常な減少率である。また、本件選挙の立候補者のうち本郷真也氏の減少率が異常に少ないのも何らかの細工がなされたものである。
- (2) 令和3年9月19日執行の阪南市議会議員一般選挙（以下「令和3年市議選」という。）の審査申立人の得票数127票は、平成29年9月17日執行の阪南市議会議員一般選挙（以下「平成29年市議選」という。）における得票数533票又は令和2年11月1日執行の阪南市長選挙（以下「令和2年市長選」という。）における得票数2,047票に比して、著しく減少しているなど、これまでの選挙において、審査申立人の票が違法に抜き取られた疑惑もあるところ、本件選挙においても審査申立人の票が違法な抜き取りが行われた疑惑がある。  
なお、令和3年市議選では、開票立会人となるべき者の届出書を提出していたのに、「抽選洩れ」との口実で開票立会さえも拒否されており、もし投票偽造・増減等の重大な違法行為が行われていたとしても、何らそれも確認不能な暗黒選挙であった。
- (3) 令和6年10月27日執行の阪南市長選挙（以下「令和6年市長選」という。）に立候補するに先立ち、市委員会により実施された必要書類様式の過不足及びその記載事項の確認等（以下、事前審査という。）の際に、市委員会事務局の職員が審査申立人に対し候補者届出書

、宣誓書、通称認定申請書、出納責任者選任届、選挙管理委員会から連絡を受ける場所、選挙運動用ビラ届出書、選挙運動用ポスター作成契約届出書、選挙運動用ビラ作成契約届出書及び選挙公報掲載申請書（以下、まとめて「立候補関係書類」という。）への押印を強調した。

- (4) 審査申立人が「残票」を市委員会に情報公開請求した際に、市委員会が行った却下処分は違法である。
- (5) 市委員会事務局の職員らが、令和6年市長選の当初から審査申立人に対し、違法な取扱いをしたのは明白であり、市委員会委員長も、管理義務を著しく怠り、それを看過追認していたのは明白である。また、市委員会事務局が組織的に違法行為をしているのに、それを市委員会に対し異議申出をしなければならないという制度自体の欠陥も明らかである。

## 裁 決 の 理 由

審査申立人は本件選挙の無効を主張しているところ、およそ選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指す」（最高裁判所第一小法廷昭和27年12月4日判決）とされ、また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所第二小法廷昭和29年9月24日判決）とされている。

そこで、当委員会は、本件選挙が無効とされる場合に当たるのか検討する。

### 1 審査申立人の票が違法に抜き取られたとの主張について

- (1) 審査申立人は、自身の票が何者かによって抜き取られ、違法に減少させられたおそれがあると主張している。
- (2) 公選法上、開票結果の適正さは、①開票管理者（開票の事務を選挙会の事務に併せて行った本件選挙においては、選挙長。以下同じ。）が、仮投票の受理不受理の決定（公選法第66条第1項）、票の点検（公選法第66条第2項）、投票の効力の決定（公選法第67条）、開票録（開票の事務を選挙会の事務に併せて行った本件選挙においては、選挙録。以下同じ。）の作成（公選法第70条）等の開票事務を行うこと、②開票立会人（開票の事務を選挙会の事務に併せて行った本件選挙においては、選挙立会人。以下同じ。）が開票作業に立ち会い、選挙長が行う投票の効力の判定に際して意見陳述し（公選法第67条）、選挙録への署名を行うこと（公選法第70条）、③選挙人は開票所の参観を求めることが可能となっており（公選法第69条）、開票作業は報道関係者や一般の参観人による監視の中で行われていること、によって担保されている。
- (3) 本件選挙において、原決定及び市委員会提出の開票事務に係る関係書類によれば、①選挙長は、開票作業において仮投票があった場合、選挙立会人の意見を聞き、受理・不受理を決定したのち投票用紙を混同し、候補者ごとの票、疑問票及び白票に分類し計数機を変えて2度計数し票箋をつけ括束することで管理し、全ての投票を点検して、疑問票の投票

の効力を決定していること、②選挙立会人は、点検した投票の効力につき意見がなければ票箋に押印し、票箋に基づき候補者別の有効投票数を算出して作成された選挙録に署名していること及び③一連の手続は、参観人席から一覧できる範囲で行われていることが認められる。これらのことから、本件選挙において開票結果に瑕疵があることを疑うべき事情は見当たらない。

また、市委員会提出の「(4) 未使用の投票用紙の枚数調査について(令和7年市議会議員選挙)」によれば、市委員会は、各投票所において使用した枚数19,565枚と、未使用のもの26,535枚を合わせると、当初市委員会が発注した総数46,100枚と一致することを確認している。また、各投票所において使用された投票用紙数は、選挙録における投票総数の合計と一致する。これらのことから、投票用紙の減少を推認する事情もうかがわれない。

審査申立人は、過去の選挙に比して自己の得票数の減少率が高く、また本郷真也氏の得票数の減少率が低い旨主張するが、本件選挙の立候補者が、過去の選挙に比して同程度の得票数を得てしかるべき事情について、審査申立人から具体的な主張は行われていない以上、得票数の低下及びその程度が開票手続に不正があったことを推認させるとは言えない。

なお、審査申立人は令和3年市議選において開票立会を拒否された旨主張するが、本件選挙とは何ら関連しない。

(4) 以上のことから、開票事務において選挙の規定違反は認められず、審査申立人の主張には理由がない。

## 2 その他の主張について

(1) 審査申立人は、令和6年市長選の事前審査における市委員会事務局の職員からの立候補関係書類への押印強要、審査申立人に対する市委員会事務局の職員の違法な取扱い、市委員会委員長の管理義務の懈怠及び審査申立人の阪南市情報公開条例に基づく情報公開請求に対する市委員会の却下処分に対する不服などを主張するが、全て本件選挙に何ら関連せず、採用できない。

(2) なお、審査申立人は、市委員会が所持する平成29年市議選、令和3年市議選、本件選挙、令和2年市長選及び令和6年市長選に係る「投票」「残票」全部、「未使用票」「投票済票」「残票」の棚卸(帳簿・実地)に関する文書、「投票所」「投票箱」、同管理(含同鍵)・運搬・計数等に関する文書を検証するよう求めるが、審理手続上その必要性が認められず、また「不正の有無」について具体的検証が可能な文書全部を検証するよう求めるが、いずれの資料を指すのか具体性を欠くので、採用できない。

以上のとおり、審査申立人の主張は、いずれも理由を欠いており、選挙の規定に違反し、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8年4月22日

大阪府選挙管理委員会  
委員長 新田谷 修司

公選法第 203 条第 1 項の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。